

平成 30 年 1 月 19 日発行

インターネット取引と確定申告

パソコンやスマホを利用した各種ネット取引は、その手軽さから急速に普及・発展を遂げ、日々拡大し続けています。最近ではビットコインに代表される仮想通貨取引やネットオークション、フリマアプリを通じた個人間取引を実際にされた方も多いのではないのでしょうか。

それらのネット取引から発生する所得と確定申告について考えます。

【1】 仮想通貨を売却又は使用したことにより生じた損益

原則として雑所得に区分され、確定申告が必要です。ただし、給与所得者の方で仮想通貨による所得が 20 万円以下、かつ、その他に所得がない場合、確定申告は不要です。また損失が生じた場合でも雑所得以外の所得とは通算出来ません。

【2】 ネットオークションやフリマアプリを通じた取引

《非課税となる場合》

生活の用に供する家具、什器、衣服等の動産で一定のものの譲渡は非課税とされています。

この一定のものとは、貴金属や書画などで単価 30 万円以下のものを言い、単価が 30 万円を超える場合は課税の対象となります。ただし、総合課税の譲渡所得に該当しますので、年間の譲渡益が特別控除額の 50 万円を超えなければ所得はゼロとなり確定申告は不要です。

《事業所得又は雑所得に該当する場合》

ネットオークションやフリマアプリを通じて継続的に物品の販売を行っているような場合、その所得は事業所得又は雑所得として課税の対象となります。



仮想通貨について、国内保有量の急拡大と急激な値上がりを受け、昨年 12 月、税務署は仮想通貨の所得の取扱いについて発表しました。

また、ネットを通じた取引はその秘匿性から無申告となるケースが多いため、税務署は 2018 年の確定申告に向け取引記録や資産状況を厳しく調査しています。

昨年ネット取引等をされた方は、ご自身に確定申告の必要が無いかご確認ください。





『セルフメディケーション税制』のおさらい

平成 29 年分の確定申告から『セルフメディケーション税制』が始まります。

セルフメディケーションとは、『自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること』を言います。団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、医療保険制度の破綻危機が予想されています。そこで自発的な健康管理や疾病予防の取組を促し、医師の診断を受けずに市販の薬で自己治療することによる医療費の抑制を目的として導入されています。

下記要件に該当する領収書及び証明書類をお持ちの方は、各担当者までお問い合わせ下さい。

【1】 主な適用要件

① 年間 12,000 円を超える『特定一般用医薬品等』（スイッチ OTC 医薬品）を購入していること

OTC とは、over the counter の略で、カウンター越しに薬が販売される形、つまり市販薬を指します。以前は医療薬であったものが市販薬として薬局でも買えるように販売が許可されたものを医療薬から市販薬（OTC）にスイッチされたということから、「スイッチ OTC」と言います。



※対象商品には
左記マークが記載されています。

② その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への『一定の取組』を行っていること

具体的な『一定の取組』とその証明書類は以下のとおりです。なお『一定の取組』はいずれか一つ該当すれば良く、また確定申告する者が行っていれば家族全員が行う必要もありません。

『一定の取組』	証明書類
保険者が実施する健康診査 (人間ドック、各種健診等)	領収書又は結果通知表
市町村が健康推進事業として行う健康診査 (骨粗鬆症健診、生活保護受給者等を対象とする健康診査等)	領収書又は結果通知表
予防接種 (定期予防接種又はインフルエンザワクチンの予防接種)	予防接種証又は領収書
勤務先で実施する定期健康診断 (事業主健診)	結果通知表 (定期健康診断又は勤務先の名称の記載が必要)
特定健康診査 (メタボ健診) 又は特定健康指導	領収書又は結果通知表 (特定健康診査、特定健康指導又は保険者名の記載が必要)
市町村が実施するがん検診	領収書又は結果通知表

【2】 控除対象金額

その年中に支払ったスイッチ OTC 医薬品の購入費から 12,000 円を控除した金額 (最高 88,000 円) が控除対象金額となり、従来の医療費控除との**選択適用**となります。